

いじめ防止基本方針

二本松市立安達中学校

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、生徒に対して、他の生徒が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為で、その対象になった「生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいい、決して許されるものではない。しかし、この「いじめ」は直接には「見えない」「見とれない」ことが多く、「重大事態」が発生してから、その事実気づくのが実際である。生徒の充実した学校生活を預かる教職員は、このことを自覚し学校における一人一人を丁寧に見取り、生徒の気持ちを感じ取る「目配り、心配り」が大切である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める。また、いじめ問題の取組で最も重要なことは、未然防止の活動であると認識し、「いじめを生まない学校の風土づくり」に全力を挙げて取り組む。

1 いじめとは

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを認識し、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本認識である。

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりえるものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許されるべき行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強姦等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 その他

学校生活における生徒の姿をしっかり見取り、「気になる」生徒の掘り起こしに努め、これらの生徒については全職員で見取り、感じ取る取組を大切にし、様々な場で捉え、「気になる」状況についてその記録を残すなどの取組を行う。

II いじめの未然防止

学校は、「ひとつしかない命」を大切にすることを、教育活動全体を通して、すべての生徒に教える。いじめ問題において、「いじめは、どの学級にも学校にも起こりえる」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない風土づくり」に取り組む。また、生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的・開発的な取り組みを計画・実施する。

1 学級経営の充実

- 生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級づくりを進める。
- お互いの人格を尊重し、相手を傷つける言動をとらないことを教えるとともに、コミュニケーション能力を身に付けさせる。
- 生徒の自発的、自治的活動を推進し、規律と活気ある学級集団づくりを進める。
- 正しい言葉遣いができる集団を育てる。
「キモイ」「ウザイ」「死ね」といった人権意識に欠けた言葉遣いへの指導を徹底する。

- 学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う。
特に年度当初は、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底する。
- 担任として、自らの学級経営のあり方を定期的に見つめ直し、見通しをもってすすめるようにする。
- 生徒の実態を質問紙調査等を通して定期的に把握し、指導に生かすようにする。
- 2 授業中における生徒指導の充実
 - 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業を心がける。
 - 「楽しい授業」「わかる授業」を通して生徒の学び合いを構築する。
- 3 道徳
 - 指導計画にいじめを題材とした内容を位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。
 - 思いやりや生命、人権を大切に作る指導の充実に努める。
- 4 学級活動
 - いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手立てについて話し合う。
 - 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
 - 発達段階に応じて、いじめの心理について学習する。
 - 学級内のコミュニケーションを活性化するため、エンカウンター等のプログラムを活用する。
 - 人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面したときの対処の仕方を学習するために、ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用する。
- 5 学校行事
 - 生徒達が挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画・実行する。
- 6 生徒会活動
 - 生徒会の「いじめ根絶宣言」を推進し、自分たちの問題としていじめの予防を解決に取り組めるよう生徒会活動を進める。
- 7 保護者や地域の方への働きかけ
 - PTAとの懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
 - 保護者研修会や学校・学年だより等を通して、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さ、SNSの望ましい取扱いについて、具体的に理解してもらえるよう、広報活動や啓発を積極的に行う。

III いじめの早期発見

いじめは、早期発見することが早期の解決につながるので、日頃から生徒との信頼関係の構築に努める。また、いじめは、大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力の向上に努める。さらに、生徒の関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者と連携して情報を収集する。

1 いじめを発見する手立て

- 教師と子どもとの日常の交流を通じた発見
 - ・生活ノートやチャンス相談、休み時間や昼休み、放課後の雑談や観察を通して気になる様子に目を配る。
- 複数の教員の目による発見
 - ・教職員全員が様々な教育活動を通して生徒達に関わることにより、生徒の変化や危険信号を見逃さず、発見の機会を増やす。
 - ・教室と職員室の行き来を時々変えたり、生徒のトイレを利用したりすることで気になる場面の発見につなげる。
 - ・休み時間、昼休み、放課後の校内巡視を計画的に行うことにより問題場面の発見につなげる。
- アンケート等の調査
 - ・いじめも含めた「生活実態調査」等の調査を学校全体で計画的(学期1回)に取り組む。
 - ・学年始めや長期休業明けなど、生徒の人間関係に変化が訪れる時期や、学年末でクラス替えなどに不安を感じる頃に実施する。
 - ・「学級集団分析尺度Q-U」等を活用し、学級内での人間関係について把握するための調査を実施する。

- 教育相談を通じた把握
 - ・学校全体として定期的な面談の実施や、生徒が希望するときには面談ができる体制を整えておく。
- 生徒会が主体となった取組
 - ・生徒会活動によりいじめ防止を訴え、解決を図れるような自発的、自治的な活動に取り組めるよう支援する。

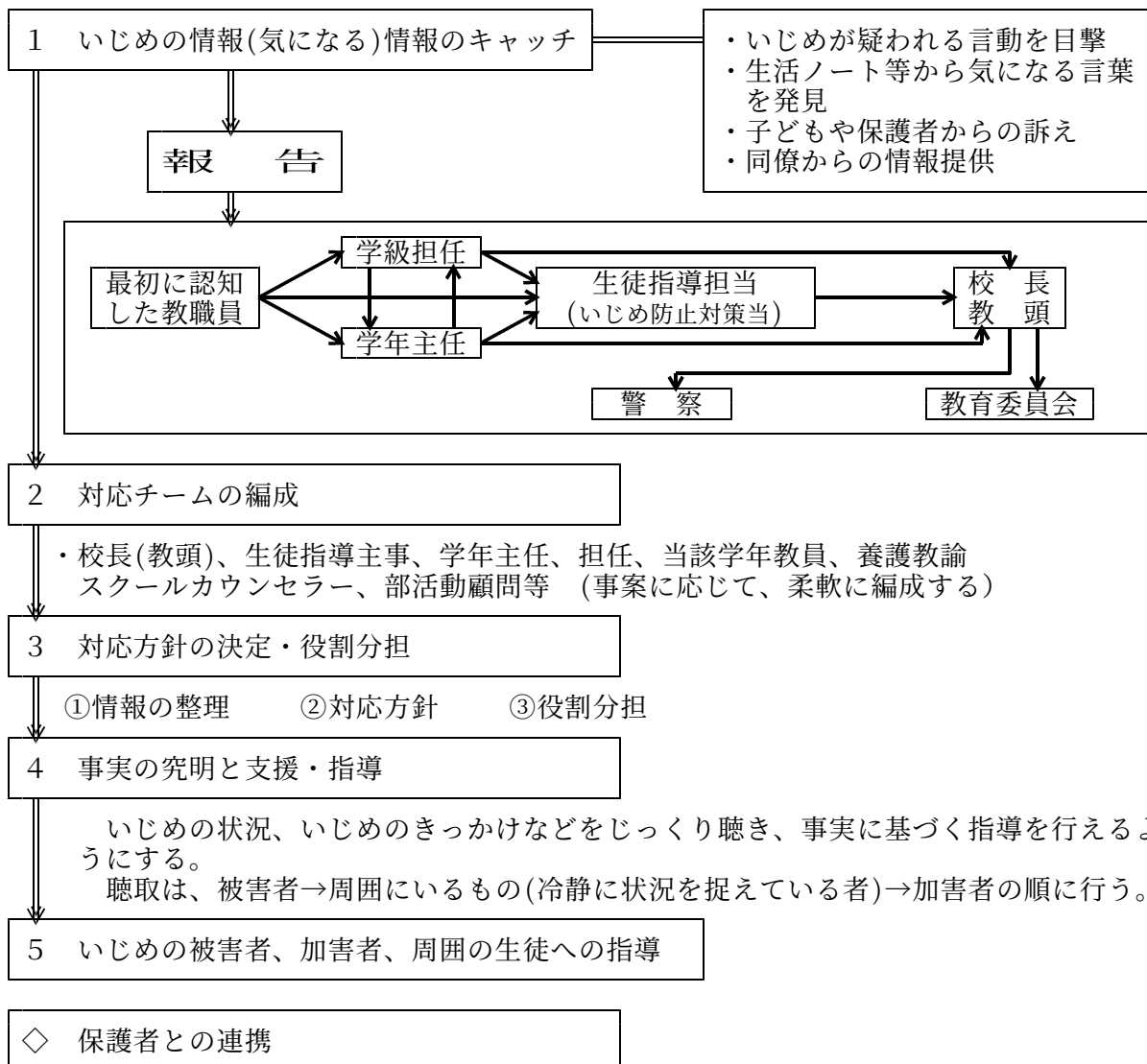
2 いじめを訴えることの意義と手段の周知

- いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる大切な行為であることを日常的に指導する。
- 学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。
 - ・関係機関（「チャイルドライン支援センター」や警察の相談機関など）の連絡先を配布物やポスターなどで繰り返し周知する。

3 保護者や地域からの情報提供

- 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者に周知し、共通認識に立ち、いじめ発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。
- 保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」等を知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法などを周知する。

4 いじめの発見から解決まで



◇ 関係機関との連携	
・いじめの発見状況を報告する。 ・対応方針について相談したい。 ・指導方針や解決方法について相談したい。 ・生徒や保護者への対応方法を相談したい。 ・いじめによる暴行・傷害事件・恐喝などの刑事事件が発生している。	市教育委員会・教育事務所 いじめ電話相談 「福島いじめSOS24」等 警察 児童相談所
・いじめられた生徒が外傷や心的外傷を負っている。 ・いじめられた生徒も、いじめた生徒も心のケアが必要である。	医療機関

IV ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

2 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが重要である。

(1) 保護者会で伝えたいこと

① 保護者の責任

- ・市いじめ防止基本方針で「保護者の責任」が重要であると明記されている。そのことについて啓発する。

② 未然防止の観点から

- ・生徒達のパソコンや携帯電話などを第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒達を危険から守るためのルール作りを行うこと、特に携帯電話等を持たせる必要性について検討すること。
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒達に深刻な影響を与えることを認識すること

③ 早期発見の観点から

- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

(2) 情報モラルに関する指導の際、生徒達に理解させるポイント

① インターネットの特殊性を踏まえて

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

② 生徒達の心理

- ・匿名で書き込みができるなら…自分だと分からなければ…誰にも気づかれず、見られていないから…あの子がやっているなら…動画共有サイトで目立ちたい…

3 早期発見・早期対応のためには

(1) 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な大砲方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

V 重大事態への対処

1 重大事態

- (1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ① 生徒が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な傷害を被った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより生徒が相当の期間(年間30日が目安)学校を欠席することを余儀なくされていると認める時

2 学校設置者または学校による調査

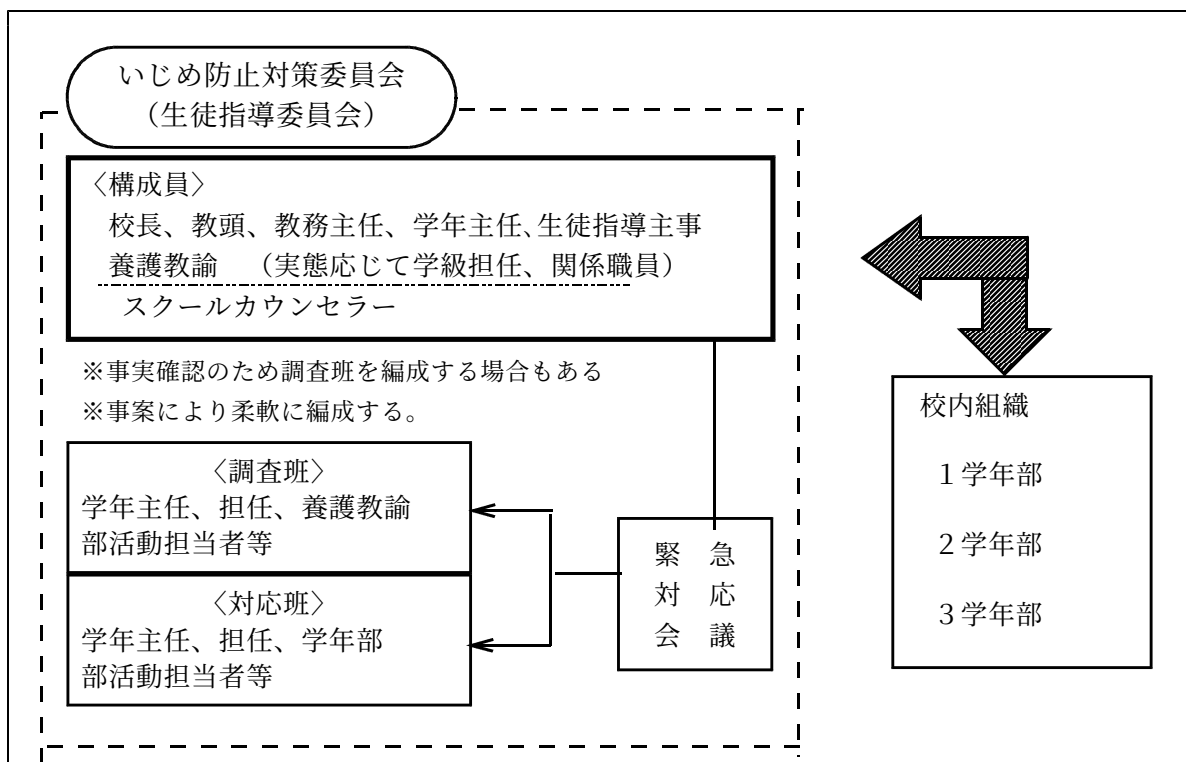
- 調査を行うための組織

いじめが重大事態と認められた場合、速やかに教育委員会または学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。その組織については、弁護士、精神科医、学識経験者、スクールカウンセラー等の専門知識や経験を有する者で、当該事案の関係者との人間関係を有しない者により構成するなど、調査が公平性、中立性を確保して行えるように留意する。学校が主体となる場合でも、学校に置かれた組織に適切な専門家を加えるなどする。

VI いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う。そのため、既存の生徒指導委員会を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ防止対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

《いじめ防止対策委員会組織》



いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- ☐ グループ分けをすると特定の生徒が残る
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- ☐ 学級やグループの中に絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

いじめられている生徒

● 日常の行動・表情

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ おどおと、にやにや、にたにたしている
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ 下を向いて視線を合わせないようにしている
- ☐ 顔色が悪く、元気がない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ とくとき涙ぐんでいる
- ☐ 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。

● 授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友達から冷やかされる
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

● 昼食時

- ☐ 好きなものを他の生徒にあげる
- ☐ 他の生徒の机から机を少し離している
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 食べ物にいたずらされる

● 清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている
- ☐ 一人で離れて食事をしている

● その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ☐ 服に靴の跡がついている
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある
- ☐ けがの状況と本人の言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする

いじめている生徒

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- ☐ 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- ☐ 活発に行動するが他の生徒にきつい言葉をつかう